

1)生物多様性国家戦略を推進する体制の整備

・生物多様性条約に関する情報の整備の必要性

ラムサール条約締約国会議の決議・勧告集と概要が、NGO等の協力もあり日本語で公開されているのに比べ、生物多様性条約締約国会議に関して日本語で入手できる情報は少ない。現在のところ、政府のHPでは第1回から第4回までの決議の目次と報告書の目次、第5回(2000年)までの会議の概要が公開されているのみで、報告書自体、あるいは決議そのものに就いては、一部を除いて訳出されていない。

国家戦略の樹立にあたって、市民セクタをパートナーとみなし、市民参加をはかるのであれば、その基本となる締約国会議、あるいは科学技術助言補助委員会(SBSTTA)の勧告等に関する情報は、政府としてもっと積極的に国民に共有化を図るため、HPにページを設けて一括して和訳文を掲出するなどする必要があるのではないかと。

・戦略を持続的に推進し、進捗をチェックする仕組みの創設

現在、生物多様性国家戦略は省庁間連絡会議により原案が作成された後、関係閣僚会議で決定されている。しかし、その推進において統合的な事務局が欠けている。生物多様性保全は様々な省庁が協調的に関わって初めて達成されるものであれば、省庁間の連携を促進し、あるいは進行を管理する、各省庁から独立した常設的な推進機関が創設されるべき。

またこの推進機関には、関係分野の科学者から成る第三者機関としての科学委員会を置き、施策の進捗と効果をチェックする働きを持たせるべきである。

2)希少種保護から生息地目録、重要生息地の保護区設定へ

・アジアにおけるRDB作成の推進

環境省が(財)日本野鳥の会に委託して実施したアジア地域における絶滅の危機に瀕した鳥類の状況調査の結果が、アジア版鳥類レッドデータブックとして取りまとめられ、本年6月5日の世界環境の日にあわせて発表された。これは、国際的な鳥類保護団体であるバードライフ・インターナショナルと共同で編纂されたものであり、結果として、アジアに生息する鳥類のうち約12%にあたる323種が絶滅の危機に瀕していることが明らかになっている。

調査の結果により、アジアに生息する約2700種の鳥類のうち約12%に該当する323種が絶滅の危機に瀕していることが明らかとなった。さらに、絶滅の危険が増大し

アジア版鳥類レッドデータブック

日本野鳥の会とバードライフ・インターナショナルは、環境省などの支援を受けて編纂していた「アジア版鳥類レッドデータブック (Threatened Birds of Asia: 以下ではRDB)」を2001年6月に出版した。RDB調査で絶滅危惧種、保存対策依存種、準絶滅危惧種、データ不足種に判定された鳥類は664種(絶滅危惧種のみでは323種)であり、アジアの鳥類のほぼ4分の1が保護対策を必要としていることが分かった。絶滅危惧種の数323種であった。本書は上下巻3000ページにわたり、これらの種について詳細な記載を行っている。



WHITE COCKATOO
Cacatua alba

Critical □ —
Endangered □ —
Vulnerable ■ A2b,c,d

This parrot has undergone an observed population decline, principally owing to unsustainable levels of exploitation for the cagebird trade. This is likely to increase in the near future, unless recently revised trapping quotas are effectively enforced, and it thus qualifies as Vulnerable.

DISTRIBUTION The White Cockatoo has been listed as endemic to the islands of Halmahera, Bacara, Ternate, Tidore, Kisarata and Mandiaki in the North Moluccas, Indonesia, with records from Obi and its satellite Bisi considered to reflect introductions (White and Bruce 1998, Lambert 1993a,b, Coates and Bishop 1997). In the absence of a clear record from Mandiaki this locality is discounted here, although the species's presence there is entirely possible (the island is apparently still well forested; F. R. Lambert verbally 1999). On the other hand, its absence from Morotai appears to be real, and unexplainable (Snier 1985), while the lack of records from the south-western and south-eastern arms of Halmahera may merely reflect a lack of visitors (MKP), although the south-western arm is composed largely of ultrabasic rock, so that the forest growing there is discouragingly dry and depauperate (K. D. Bishop *in lit.* 2000). Records are from:

■ **INDONESIA:** Halmahera **Tahole**, isolated (five specimens in BMNH), **Lahilahi**, July 1999 (I. Mauro *in lit.* 1999) and inland from Lahilahi, February–March 1995 (Poschen *et al.* 1999); **Akelama**, 1990 (K. D. Bishop per MKP) and **Akelama-Kao** (Lambert 1993a,b), **Hahaleto**, December 1994 (Faller *un dated*); **Sungai Ila**, 1994 (Faller *un dated*); **Tukwang** sago swamp, inland from Kao, April 1996 (Poschen *et al.* 1999); **Lofusita**, March 1995 (BirdLife file MKP); **Poot**, just to the south of Gunung Garakosora, September 1983 (K. D. Bishop *in*







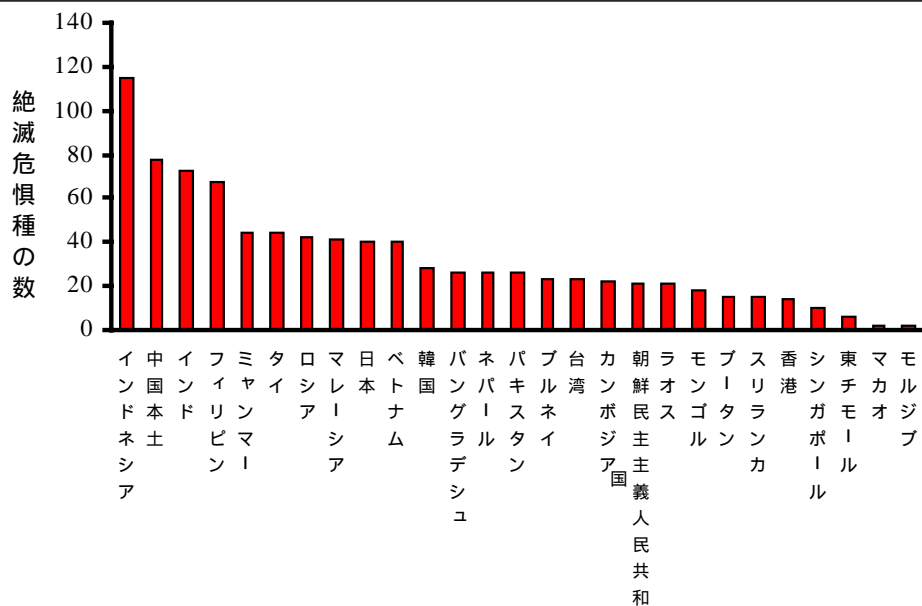
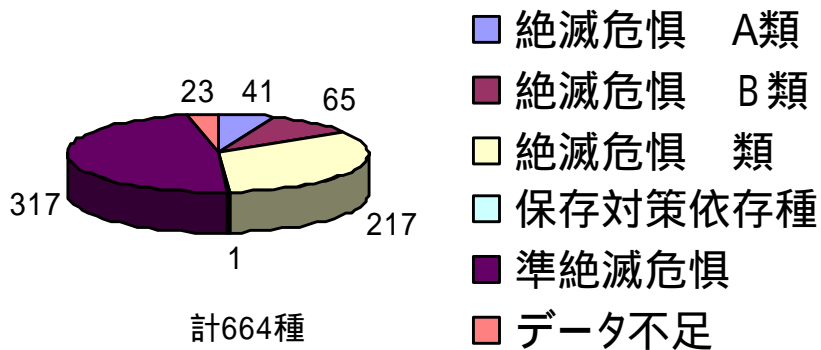
The distribution of White Cockatoo *Cacatua alba*

(1) Tahole; (2) Lahilahi; (3) Akelama; (4) Hahaleto; (5) Sungai Ila; (6) Tukwang; (7) Lofusita; (8) Poot; (9) Kao; (10) Dodaga; (11) Sungai Iloaita; (12) Gunung Subain; (13) Julo; (14) Endowangi; (15) Mal; (16) Jakarta Baru; (17) Mela; (18) Kab Batu Putih; (19) Bul; (20) Dodaga; (21) Sungai Ila; (22) Kulo; (23) Nagai; (24) Lelief; (25) Mirah; (26) Koba; (27) Haler; (28) Woda; (29) Gorta; (30) Woda; (31) Patani; (32) Tilasa; (33) Gora; (34) Gogororo; (35) Yaba; (36) Wayanaga; (37) Sungai Aia; (38) Sawalia; (39) Dama Tole Bena; (40) Garalama; (41) Tidore; (42) Kasarata.

□ Historical (pre-1992) □ Fairly recent (1960–1979)
■ Present (1980–present) □ Unlisted

1669

アジア版レッドデータブックのカテゴリー別記載種数



R D B から I B A へ

- 1 . 希少種の生息地保全
- 2 . 希少種の保護から生物多様性の保全へ

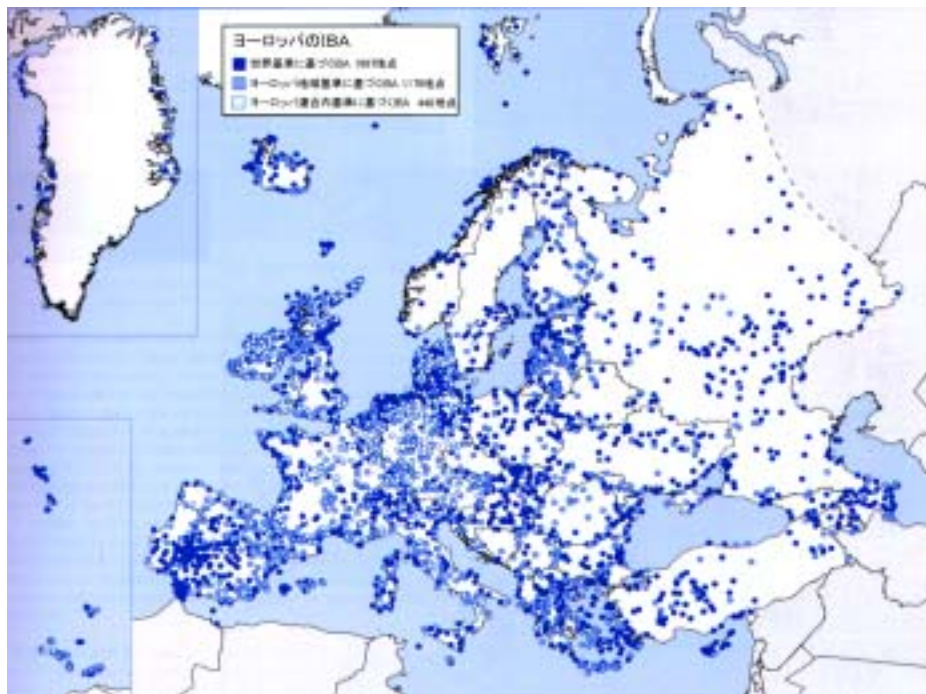
IBA 調査は、現在、アフリカと南北アメリカ、そしてアジアで行われている。

アジアでの IBA 調査は 1997 年から開始されており、2001 年夏までにアジア全域で約 2,000 か所程度の IBA を選定する見込みである。

鳥類重要生息地 (Important Bird Area)

IBA 調査は世界約 100 ヶ国で活動するバードライフ加盟 NGO やバードライフとともに活動している研究者や政府組織が参加して行われている、重要生息地についてのプライオリティ・セッティング (保護の優先度判定) 事業である。

IBA 調査はヨーロッパ共同体加盟国が指定を義務づけられる特別保護地域 (Special Protected Area) 選定の基礎データを提示するプロジェクトとして、ヨーロッパのバードライフ加盟 NGO によって始められた。2000 年に出版されたヨーロッパの IBA 目録第 2 版には 3619 か所の IBA が掲載されており、これらはヨーロッパの総面積の 7 % にあたる。そしてヨーロッパの IBA のうち 54 % が特別保護地域に指定されている。



IBA選定基準

基準	解説
世界的に絶滅が危惧される種	世界的に絶滅が危惧される種、あるいは世界的な保護が望まれている種が、年間を通して、もしくは定期的に、相当数、生息している場所。
生息地域限定種	EBA(Endemic Bird Area = 固有鳥類生息地域)、またはSA(Secondary Area = 第二固有鳥類生息地域)内に繁殖地がある複数の種について相当数が生息する、あるいは生息すると思われる場所。
バイオーム限定種	分布域のすべて、または、ほとんどが1つのバイオームに含まれている種が生息するか、あるいは生息していると考えられる場所。
群れをつくる種	<ul style="list-style-type: none">i. 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられる場所。ii. 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられる場所。iii. 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられる場所。iv. 渡りの隘路にあたる場所で、渡り鳥のために定められた閾値を超えるか、または超えると考えられる場所。

アジアでの IBA 応用例

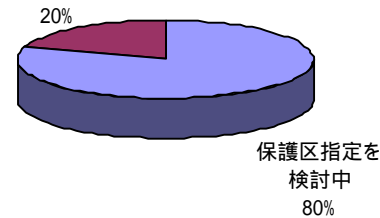
フィリピンのケース



フィリピンの IBA

フィリピンのバードライフ加盟団体、「ハリボン協会」はフィリピン政府環境省と緊密な協力関係を築いて IBA 調査を進め、フィリピン全土で 17 カ所の IBA を選定した。

さらに、フィリピン政府はハリボン協会の提出した自然保護区新設計画を採用し、IBA 全体の約 80% について新たな国設自然保護区の指定を検討している。



117 カ所の IBA のうち約 80% で国設保護区設置が検討されている。

ているとされる準絶滅危惧種 317 種を合わせると、アジアの野鳥の約 25% が危機に陥っていることになる。この結果は、アジア地域全体の生物多様性が低下していることを示唆しており、鳥類以外の生物種についても、絶滅の危機が広がっていることが推測される。

国別に見て最も絶滅危惧種が多いのは、インドネシア(115 種)で、次いで中国本土(78 種)、インド(73 種)の順に続く。日本に生息する絶滅危惧種はノグチゲラ、オオトラツグミ、コウノトリ、シマフクロウ等を含む 41 種で、アジアでは 9 番目に多い。

本レッドデータブックに掲載された絶滅危惧種のうち約 80% は森林に生息する鳥類であり、伐採、耕作農業、焼き畑等による森林の喪失をはじめとした生息地の破壊が野鳥を絶滅に追いやる最大の原因になっている。また、野鳥にとっては湿地(湿原、湖沼、干潟等)も重要な生息環境であり、アジアの絶滅危惧種の約 20% が湿地を利用しており、また依存度も高い。また、絶滅の要因としては、生息地の破壊のほか、狩猟や捕獲等が大きな影響を及ぼしている。

今後は、アジア各国において鳥類及びその生息地の保護にかかる優先度や対策手法を検討するための重要な基礎資料として活用されることが期待される。こうしたアジア地域における生物多様性の保全を進める国際的支援事業は、今後の国際協力においてもっと推進されてよい。

・鳥を指標にした生息地目録の事例としての IBA (Important Bird Areas ; 鳥類重要生息地)

一方、IBA (Important Bird Areas ; 鳥類重要生息地) という考え方は、1980 年代半ばに国際 NGO であるバードライフ・インターナショナル(当時の名称は ICBP : 国際鳥類保護会議)によって開発された。これは鳥類を指標として特定の地域の重要生息地目録を作成し、保護区設定の優先度を明確にすることを目的としたプログラムである。このような目録作成は既にラムサール条約の枠組みの中で「シギ・チドリ類渡来湿地目録」、重要湿地 500 といった形で行われているが、IBA は基準に該当する鳥類の生息地として、湿地に限っていない。

IBA は、以下のような基準により鳥類にとっての重要な生息地を識別する。

【IBA 選定基準】

基準 A1 世界的に絶滅が危惧される種

世界的に絶滅が危惧される種、あるいは世界的な保護が望まれている種が、年間を通して、もしくは定期的に、相当数、生息している場所。

基準 A2 生息地域限定種

EBA(Endemic Bird Area = 固有鳥類生息地域)または SA(Secondary Area = 第二固有鳥類生息地域)内に繁殖地がある複数の種について相当数が生息する、あるいは生息すると思わ

れる場所。

(EBA とはバードライフ・インターナショナルの生息地域限定種分布調査の結果を用いて特定された地域で、全世界において分布地域が5万 km² 未満しかない生息地域限定種が2種以上生息している地域と定義されている。また SA とは、1種またはそれ以上の生息地域限定種が生息しているが、同じ地域に重なって生息している種が2種以上いないため、EBA に認定されない地域である。典型的な SA は、1種だけの生息地域限定種が生息し、その種の分布が他の生息地域限定種の分布と重ならない場所や、2種以上の生息地域限定種が生息するが、それらの生息地が重なっていないような場所である (Stattersfield et al. 1998))

基準 A3 バイオーム限定群集

基準：分布域のすべて、または、ほとんどが1つのバイオームに含まれている群集が生息するか、あるいは生息していると考えられる場所。

基準 A4 群れをつくる種

基準：下記の4つの基準のうちいずれかひとつを満たす場所。

- i. 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられる場所。
- ii. 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられる場所。
- iii. 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられる場所。
- iv. 渡りの隘路にあたる場所で、渡り鳥のために定められた閾値を超えるか、または超えると考えられる場所。

ヨーロッパでの IBA 調査はバードライフ加盟の自然保護 NGO によって行われ、IBA 目録が 1989 年に出版された。この目録にはヨーロッパ諸国とそれらの統治地域とを合わせた 41 の国と地域の 2,444 カ所の IBA が記載されている。この目録はヨーロッパ諸国のサイト保護プログラムに大きな影響を与え、1999 年の資料によると、ヨーロッパ連合加盟国が指定する特別保護地域 (Special Protected Area) の 45% (1027 地域) に IBA 目録に記載された地域が登録されている。

ヨーロッパに続いて中東でも IBA 調査が行われ、1994 年に 14 ヶ国 391 地域の目録が出版された。現在、IBA 調査はアジア、アフリカ、南北アメリカで実施中であり、全世界を網羅するサイト保護プログラムになっている。

アジアでの IBA 調査は 1995 年から開始され、今年度までに、ロシア、中国、台湾、フ

フィリピン、タイ、カンボジア、マレーシア、インドネシア、シンガポールで調査が行われているが、特にアジアでの IBA 調査は、他の地域にも増して急速に失われつつ自然環境の現状を把握するため、二つの段階に分けて実施された。第一段階では、既存資料を基にして優先的に保護の必要がある地域を迅速に判定することを目的とし、その後の第二段階で、十分なデータが存在していない場所について実際に現地調査を行い、さらに詳細な情報を収集している。

3) 東アジア地域における国際協力

- ・ 多国間の渡り鳥保全の枠組みの必要性
- ・ 移動性野生動物の種の保全のための枠組み

日本は現在、渡り鳥の保護に関して、アメリカ合衆国、ロシア共和国、オーストラリア、中国との間に二国間の条約を結んでいる。また、アジア地域では他にインド・ロシア、オーストラリア・中国の間に二国間条約が結ばれている。しかし日本に生息する渡り鳥は、他に東南アジア諸国との間を渡っているものが多い。ラムサール条約の対象となっている湿地間を行き来する水鳥類はもちろん、近年減少が危惧されている森林性・草原性の渡り鳥の多くがこの地域を越冬地としている。

また日本は水鳥類に関しては、ラムサール条約締約国会議を受けた「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の枠組みの一員として、渡り性水鳥類の保護を推進しているが、この戦略は多国間の参加を見ているものの協定や条約の裏づけがない。

そこでアジア地域の鳥類保護における多国間協力を後押しする枠組みとして、多国間の鳥類保護条約の必要が指摘されている。二国間の条約を次々と結んで運営していく無駄が省け、また何よりアジアの生物多様性に迫っている上述のような危機に対処するために、アジア地域における多国間条約の枠組みをリードすることは先進国である日本の責務であると言える。

なおこのような、渡り鳥を含む、渡り性の動物保護に関する多国間条約・協定を推進する枠組みに、「移動性野生動物の種の保全に関する条約」(ボン条約)がある。日本は現在加盟していないが、この条約への加盟により、日本の国際的な立場が明確になり、条約事務局を通じて国際的なネットワークの支援を得ることがより容易になり、またすでに加盟しているラムサール条約や生物多様性条約を補完することになると考えられる。ボン条約は種を限定した地域協約の締結の支援も行うという特長を持っており、現在、二国間条約やアジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の枠組みの中で動いている特定種の保全プロジェクトもより円滑に進むというメリットも考えられる。

またボン条約は、鳥類以外にもウミガメや海獣といった移動性の動物の保護も扱っている。こうした海域の渡り性動物の保護にも道を開くことになると考えられる。